

大相模調節池水辺活用調整協議会

第9回協議会

日時：令和6年8月2日（金）午後4時から

会場：水辺のまちづくり館

次 第

1 開会

2 あいさつ

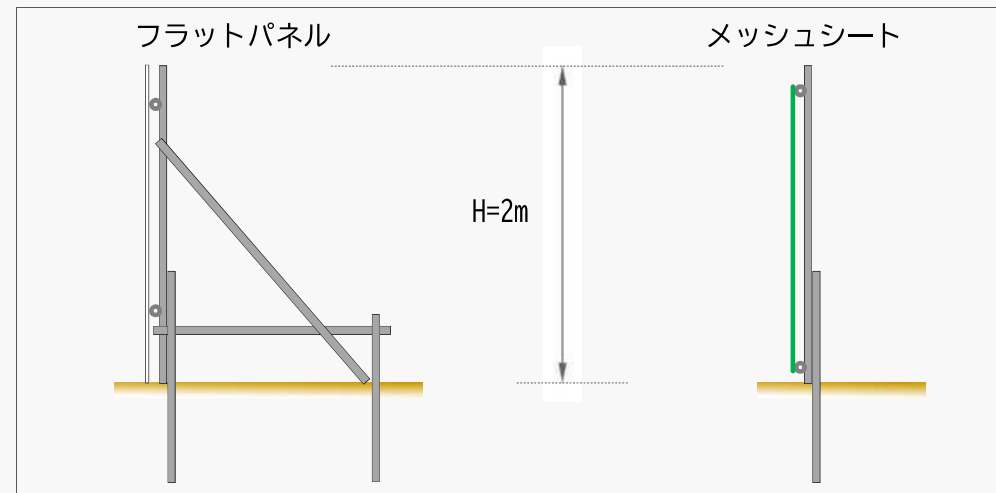
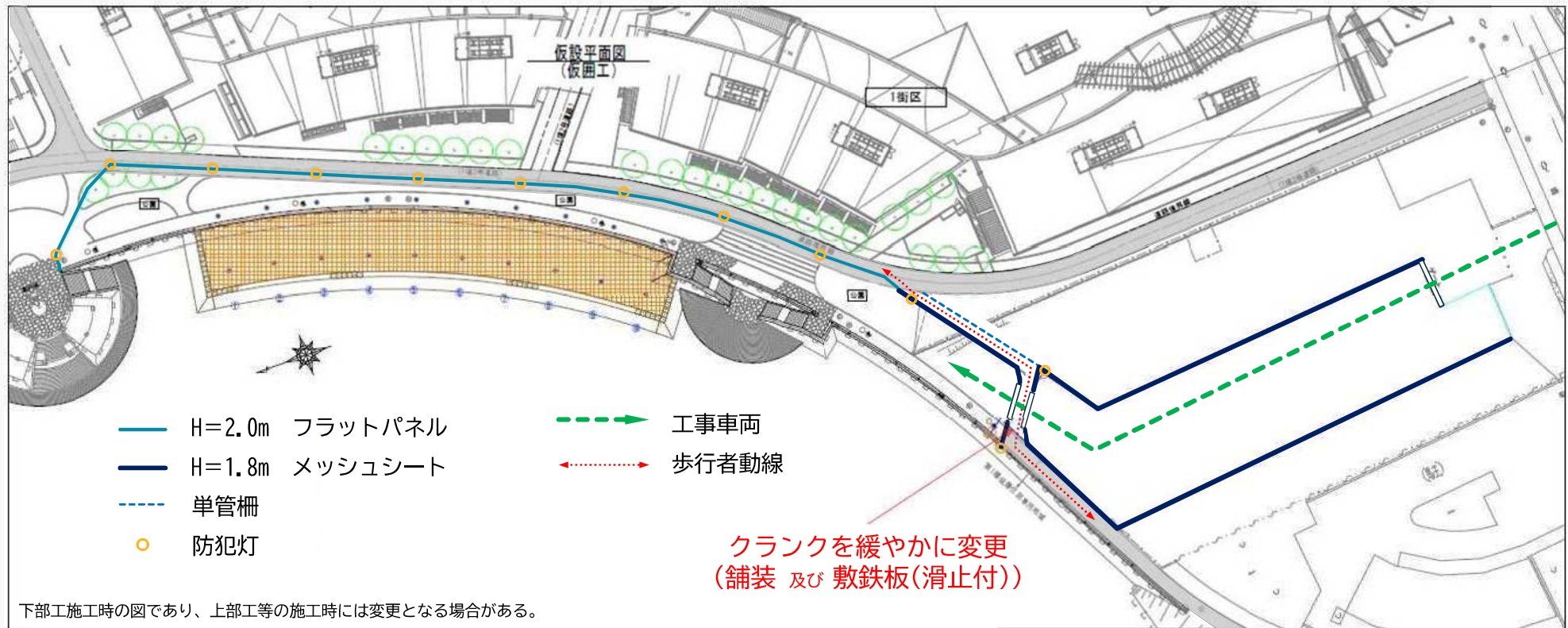
3 議事

(1) Aゾーン及びCゾーンの整備について

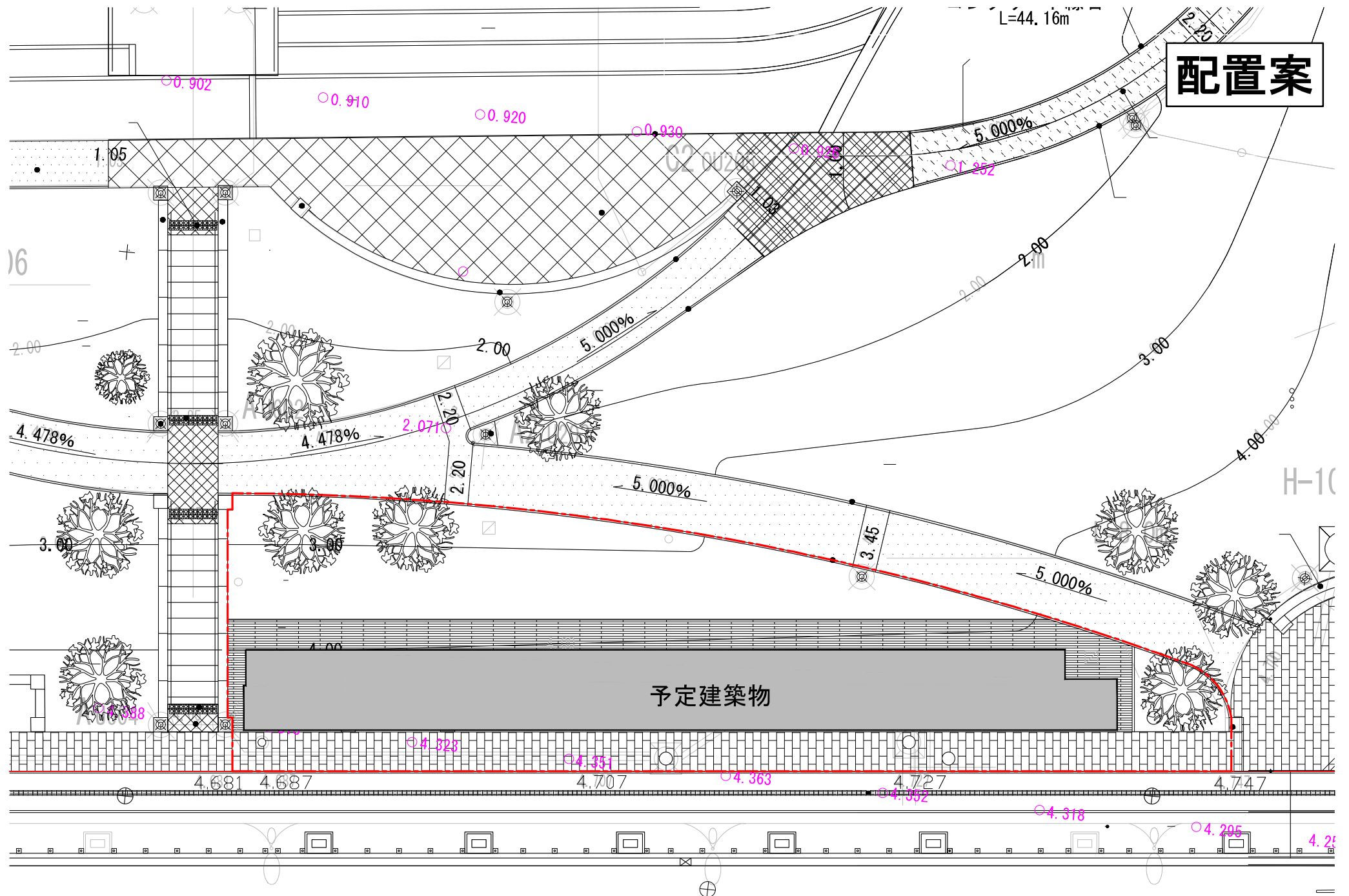
(2) 施設使用契約について

4 その他

仮囲いの設置（見通し等配慮）



配置案



施設使用契約について

大相模調節池「水辺deベンチャーチャレンジ」では、越谷市と民間事業者で施設使用契約を締結します。契約を結んだ区域は、現在の越谷市による管理（包括占用）から、民間事業者による管理に切り替わります。

今後、令和6年秋にBゾーンの施設使用契約を締結し、各エリアの施設オープンに向け、施設使用契約の区域を拡大していく予定です。

■各エリアの施設オープンの見通し

- | | | |
|-----------------|-------|---------|
| 【Bゾーン】新栈橋、芝生エリア | … | 令和6年秋 |
| 【Cゾーン】拠点施設 | … … … | 令和7年度中 |
| 【Aゾーン】水上デッキ | … … … | 令和8年度以降 |



施設使用契約締結後の芝生の管理・運営について

Bゾーンでは、芝生エリアの管理も越谷市から民間事業者に切り替わります。
「民間管理によって何が変わるのか?」「普段は芝生を使えなくなるのか?」などについてまとめました。

	現在（越谷市管理）	契約締結後（民間管理）
芝生の管理	草刈り、施肥、抑制剤の散布、目土や補植など	草刈り、施肥、抑制剤の散布、目土や補植など ⇒ 現在と同様の管理
日常的な利用 （イベント等の 非開催時）	一般利用者に開放	一般利用者に開放 ⇒ 芝生の閉鎖などはしない
イベント等での 利用	・<u>営利を目的としない</u>物品の販売、興行等 ・写真、映画、テレビ等の撮影 ・競技会、展示会、博覧会、集会 - その他これらに類するイベント	<u>営利を目的とした</u> 物品の販売、興行、イベント等での利用が可能
イベント等での 利用にあたって の手続き	「公園内行為承認申請書」「利用計画書」「イベント等企画書」などを越谷市に提出し、承認を受ける	民間事業者に利用申込みを行う（手続きは検討中）。利用の内容に関して審査が行われる（予定）
イベント等での 利用料	無償	有償（金額未定）
その他	—	利用料などを原資に、芝生や各施設の管理を行う

水上アクティビティ事業について

Bゾーンでは今年4月から、新栈橋を活用した水上アクティビティ事業の社会実験が実施されています。Bゾーンの施設使用契約を締結することで、正式に水上アクティビティ事業の開始となります。



【参考】レイクアンドピース株式会社による社会実験の実施内容

名称	レイクサイドマリーナ
実施日	毎週土曜日・日曜日・祝日 10：00～16：00
利用できるボート	・ 1人乗り立ち漕ぎサップ ・ 2人乗り足漕ぎカヤック ・ 4人乗り足漕ぎカヤック
運用体制	3名体制（越谷市カヌー協会等）
料金	1人あたり 30分1000円
安全管理	・ ライフジャケットの着用 ・ 雨天や雷の場合は中止 ・ 流域河川での注意報や警報発令時は中止 ・ 風速10m以上の場合は中止